ちくしのしはるだしょざい
筑紫野市原田所在

これよりきたちくぜんのくに　めいくにざかいいし
「従是北筑前国」銘国境石

確認調査報告書

筑紫野市文化財調査報告書第45集

1990

筑紫野市教育委員会

ちくしのしはるだしょざい
筑紫野市原田所在

これよりきたちくぜんのくに　めいくにざかいいし
「従是北筑前国」銘国境石

確認調査報告書

筑紫野市文化財調査報告書第45集

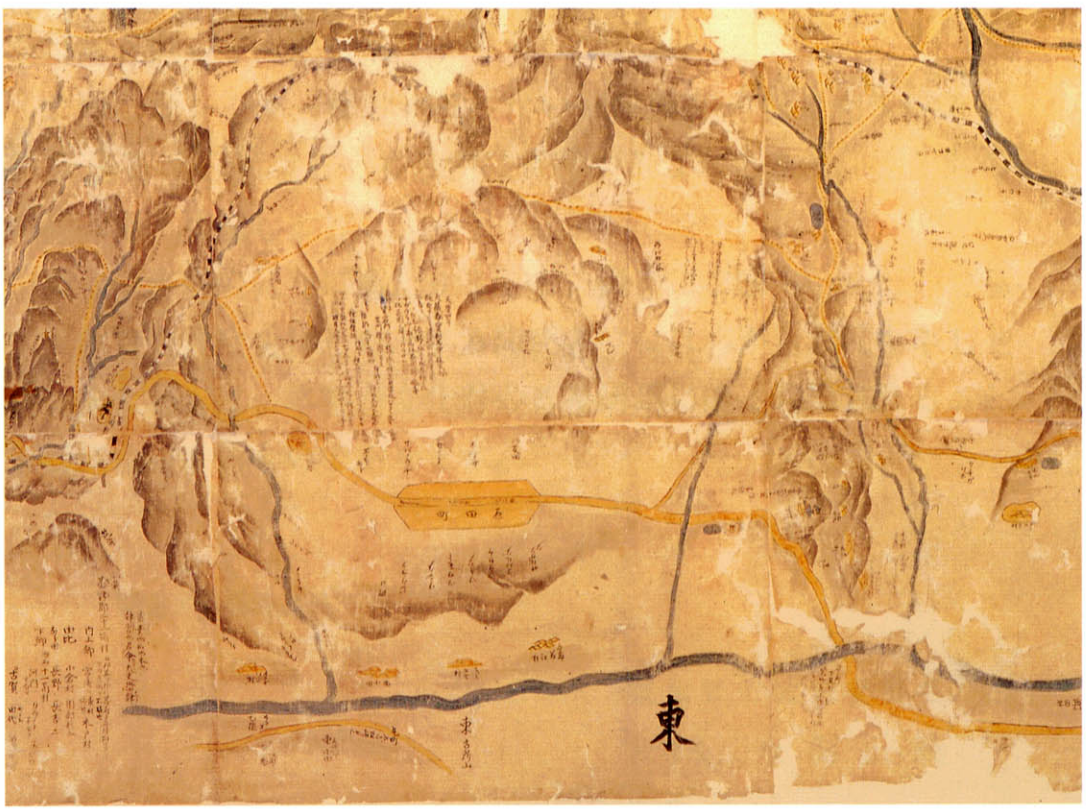

1990

筑紫野市教育委員会

序

筑紫野市原田は、江戸時代には筑前国御笠郡原田村と呼ばれ長崎街道・筑前六宿の一つとして栄えていました。また筑前国福岡藩の最南端にあたり、筑後国久留米藩と肥前国対洲領の二国と国境を接しており、関番所を置くなど国境の町として重要な役割を担っていました。

このたびレジャー施設建設に伴い原田所在「従是北筑前国」銘国境石と三国境石を施設内に保存することとなり、文化財の確認調査を実施しました。

調査報告書の発刊にあたりまして、調査にご協力いただいた基山町教育委員会をはじめとする関係各位には心からお礼を申し上げますとともに、本書が文化財の普及活用に広く利用されることを切に希望するものであります。

平成3年3月31日

筑紫野市教育委員会
教育長　永渕正敏

例　言

1．　本書は、平成元年度に筑紫野市教育委員会が長崎自動車株式会社（平成元年９月以降株式会社アクア・フォーレ）の委託を受けて実施した筑紫野・基山開発計画に伴う確認調査の報告書である。
2．　本書に収録した主な遺跡は、原田所在「従是北筑前国」銘国境石（筑紫野市大字原田874－1）と「三国境石」銘国境石（筑紫野市大字原田832－1）である。
3．　原田所在「従是北筑前国」銘国境石調査は、佐賀県基山町教育委員会と協議し、文化財保護主事田中政弘氏の立ち会いの上で実施した。
4．原田所在「従是北筑前国」銘国境石は、本文中便宜上「従是北筑前国」銘国境石と記述する。
5．国境石の写真測量・同図化・基準点測量・レーダー探査は朝日航洋株式会社に委託した。
6．　遺構の実測図は草場啓一、田中政弘が作成した。遺構の写真は草場、田中が撮影した。遺構の製図は石黒茂都美と鶴味加代子が担当した。
7．　梁井家文書の調査に当たっては、筑紫野市立歴史民俗資料館主事山村淳彦氏にご協力いただいた。
8．　本書の執筆・編集は、草場が担当した。

目　次

Ⅰ　調査に至る経過 …… 1
Ⅱ　調査の体制 …… 1
Ⅲ　位置と環境 …… 2
Ⅳ　調査の概要 …… 4
Ⅴ　調査の内容 …… 4
Ⅵ　まとめ …… 8

挿図目次

第１図　国境石関連文化財位置図 …… 3
第２図　開発区域全体図 …… 折込
第３図　境界石名称及び法量図 …… 折込
第４図　「従是北筑前国」銘国境石三面図 …… 折込
第５図　第１トレンチ土層図 …… 5
第６図　伊能家文書麁絵図『肥前国基肄郡附近』部分　写 …… 9

図版目次

巻頭図版　太宰府旧跡全図南－部分－（石丸洋氏撮影）
図版－１　「従是北筑前国」銘国境石調査前全景
図版－２　「従是北筑前国」銘国境石剝土後全景
図版－３　「従是北筑前国」銘国境石正面
図版－４　「従是北筑前国」銘国境石北側側面
図版－５　「従是北筑前国」銘国境石南側側面
図版－６　「従是北筑前国」銘国境石背面
図版－７　「従是北筑前国」銘国境石銘文
図版－８　「従是北筑前国」銘国境石樟石基部
図版－９　「従是北筑前国」銘国境石第１トレンチ土層
図版－10　三国境石遠景
図版－11　三国境石現況
図版－12　三国境石完成絵図（梁井家文書）
図版－13　三国境石建成就之図（梁井家文書）

Ⅰ　調査に至る経過

長崎自動車株式会社は、昭和63年12月福岡県筑紫野市大字原田と佐賀県基山町大字小倉にまたがる34,544㎡をレジャー施設として開発するため「筑紫野・基山開発計画」を筑紫野市に提出し、平成元年12月には文化財の有無について照会がなされた。

これにもとづき市教育委員会は、埋蔵文化財の所在確認調査を旧地形をとどめている北東部を中心に実施したが、遺構等は確認されなかった。

このため既に所在が確認されている「従是北筑前国」銘国境石及び三国境石の保存について関係する小郡市教育委員会、基山町教育委員会ならびに長崎自動車株式会社（以下長崎自動車）と協議をし、以下のとおり合意がなされた。

「従是北筑前国」銘国境石について

1）国境石は現位置に保存する。

2）筑紫野市教育委員会は本体基礎ならびに対洲領側国境石の有無について確認調査を実施する。

3）確認調査終了後長崎自動車株式会社は筑紫野市、基山町両教育委員会の指導にもとづき復元整備を行う。

三国境石について

1）本体ならびに二本の傍示石は現状のまま保存する。

2）国境石西側斜面が崩壊しており転落の危険があるため、長崎自動車は防災工事を実施する。

3）長崎自動車は見学者用の遊歩道を設置する。

なお「従是北筑前国」銘国境石の確認調査は、筑紫野市が〔株〕アクア・フォーレから受託を受けて実施することになった。

Ⅱ　調査の体制

総　　括	筑紫野市教育委員会	教　育　長	永渕正敏
庶　　務	筑紫野市教育委員会	社会教育課長	川原孝之
		文化財係長	山野洋一
調　　査	筑紫野市教育委員会	文化財係技師	草場啓一
調査作業員		佐藤ヨシエ　鳥飼シゲ子　横枕栄子（基山町）	
調査立会	基山町教育委員会	文化財保護主事	田中正弘

Ⅲ　位置と環境

筑紫野市原田は筑後平野の北西端に位置し、東は宝満山、西は背振山隗により狭められた二日市地峡帯（幅約２km）の南側開口部にあたる。

二日市地峡帯は、現在国道３号線や鳥栖・筑紫野有料道路、九州縦貫自動車道、ＪＲ鹿児島本線、西鉄大牟田線など九州を南北に縦断する主要な幹線交通路が集中しており、また北九州、筑豊に直結する国道200号線、ＪＲ筑豊本線、甘木・日田に通ずる国道386号線などはこの地を分岐点とするなど九州に於ける交通網の重要な要となっている。

このような地勢は当然古代から重要視され、665年には太宰府南部の防衛拠点として基肄城[註1]が築かれている。

また、駅家制の整備に伴い太宰府政庁から九州諸国府に通じる官道と駅家が各地にもうけられたが、万葉集に「今よりは　城之山道はさびしけん　我が通はんとおもひしものを[註2]」と歌われた「城之山道」も太宰府から筑後・肥前国府に通ずる官道としてこの地を経由していた。

近世にはいると寛永十二(1635)年に制定された武家諸法度により、参勤交替が制度化されたのに伴い筑前領内二十七宿駅[註3]・六街道[註4]の整備が進められたが、当時すでに五街道に準ずる主要路であった長崎街道は慶長十七(1612)年冷水峠の開削で領内のほぼ全線が整った[註5]と言われている。

長崎街道は、豊前国小倉から肥前国長崎まで延五十七里一丁二十間半(約228km)を測り、その間に二十五宿を配していた。この内筑前領内には黒崎、小屋瀬、飯塚、内野、山家、原田の六宿があり「筑前六宿」と呼ばれていた。

原田宿の成立ははっきりしないが、寛永十四(1637)年誅伐の上使として島原の乱に出兵した松平伊豆守信綱が宿泊した記録[註6]が初出であろう。享和二(1802)年に長崎を旅した尾張商人菱屋平八は原田宿の様子を「人家百軒あまり宿屋多く茶屋もあり[註7]」と書き残しており、当時宿場といての賑わいを窺い知ることができるが、このほかに宿内に関番所、代官屋敷が設けられ郡奉行の支配の下に関番、下代を常駐させるなど国境の町として重要な役割を担っていた。

註１　『日本書紀』　天智４年条
註２　『万葉集巻四』　筑後守葛井連大成の歌
註３　黒崎、小屋瀬、飯塚、内野、山家、原田、若松、芦屋、赤間、畦町、青柳、箱崎、博多、福岡、姪浜、今宿、前原、大隈、二日市、太宰府、甘木、志波、久喜宮、小石原、金出、金武、飯場の各宿
註４　長崎街道、唐津街道、秋月街道、日田街道、篠栗街道、三瀬街道の六街道
註５　慶長十七年、土豪の内野太郎左衛門が母里太兵衛但馬の命を受けて開削したと言われている。
　　近藤典次　「筑前の街道」　西日本新聞社　1985
註６　新訂「黒田家譜」二巻　川添昭二校訂　文献出版　1982
註７　菱屋平八　『筑紫紀行』　「日本紀行文集成第二巻」　日本図書センター　1979

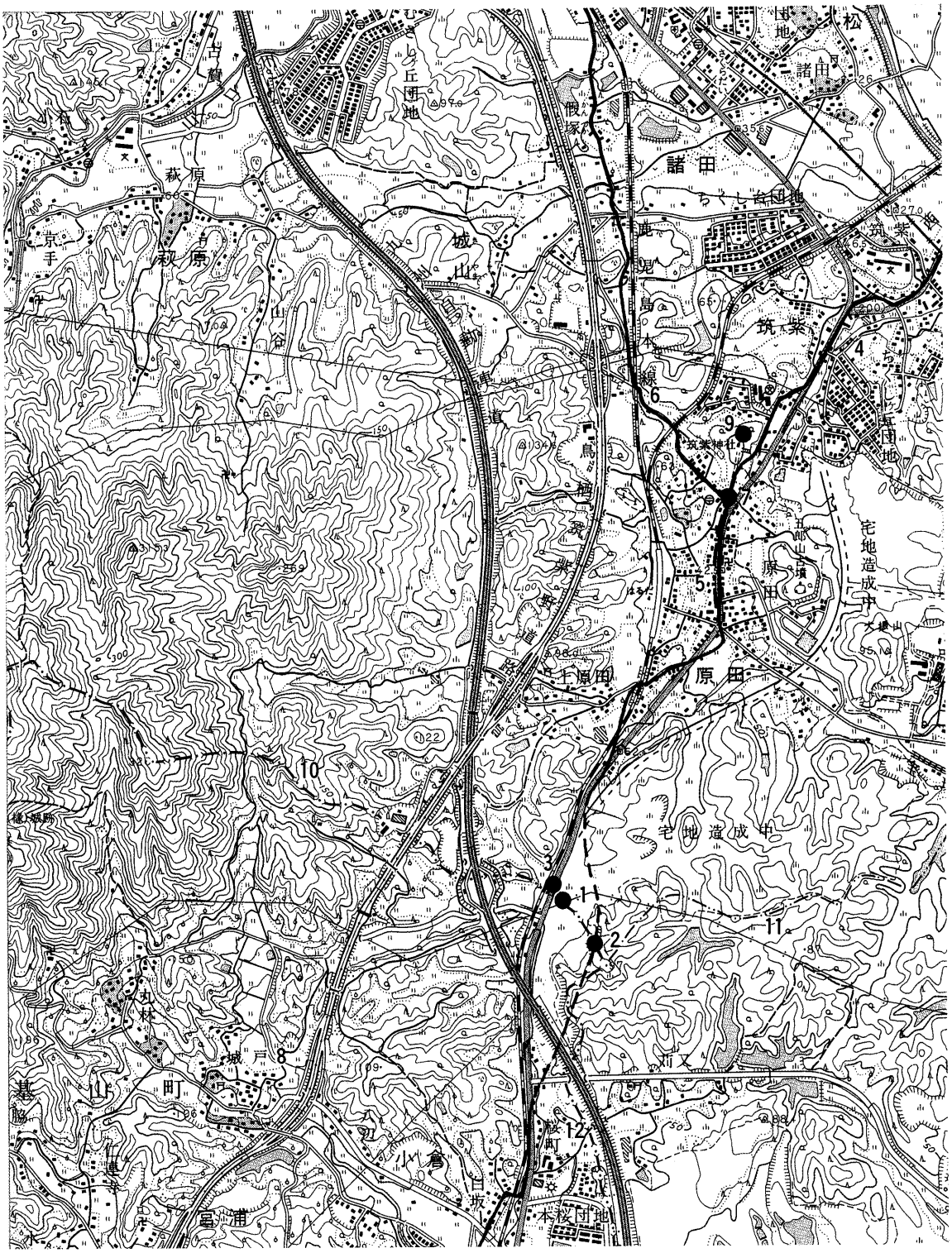

第1図　国境石関連文化財位置図

1、原田所在「従是北筑前国」銘国境石　2、三国境石　3、二国境石　4、長崎街道
5、原田宿　6、太宰府参詣道　7、太宰府参詣道追分石　8、旧城戸村　9、筑紫神社
10、筑前・肥前国境　11、筑前・筑後国境　12、肥前・筑後国境

Ⅳ　調査の概要

「従是北筑前国」銘国境石は、国道３号バイパス東側の福岡県と佐賀県の県境に北西に面して立っている。昭和４年陸地測量部発行の２万５千分の１の地図を見ると、三国境石が立っている丘陵の西側山裾に位置していたと思われるが、昭和30年代の土砂採取により地形は一変し、今は荒地となっていた。

調査は、国境石基壇部分の確認と傍示石の有無、ならびに肥前国対洲領側が国境石を立てていたかどうかの確認を主な目的として実施した。

調査は、国境石棹石周辺に多量の土砂が投棄されていたので、重機でその除去から始め旧地形の復旧を図った後、基壇基礎の確認のため国境石正面に第１トレンチ、背面に第２トレンチを設定した。また対洲領内側国境石の有無確認のため南側に第３・第４トレンチを設定した。

また、これと平行して傍示石の有無について確認するため、県境にそってレーダー探査を実施した。

三国境石は、元の丘陵頂部に位置し、現在当市と小郡市並びに基山町との境界をなしている。境界石は境界石本体並びに筑前・筑後側傍示石と筑後・肥前側傍示石が現存し、筑前・肥前側傍示石は西側尾根線上にあったと思われるが、土取りの際滅失したと考えられる。
立地する丘陵の内、筑紫野市側の尾根が昭和30年代に土取りを受けており、国境石の西側が根石基礎の部分まで大きく削られており倒壊寸前の状態であった。このため現地での確認調査は見送り、基礎部分の崩壊を止め境界石の転落を防止する為の工事を事業者に指導した。

Ⅴ　調査の内容

「従是北筑前国」銘国境石の調査

調査前の状況は、棹石の頂部より約3.1ｍのところまで不法投棄による土砂が盛られ、棹石基部ならびに基壇部分が埋没していた。このため国境石周辺（約10ｍ四方）の土砂を除去し、現況復旧を行ない棹石部と基壇部からなる国境石の全容を検出した。

基壇部は、棹石を受ける根石とこれを囲む根巻石並びに石垣で構成されているが、背面と西側側面の石垣並びに根巻石二本が抜石されていた。根巻石の内１本は、本体付近で回収したが、そのほかの石材は周辺に見あたらず持ち去られたものと思われる。

石垣の平面形は長方形を呈し、石垣の面は勾配をもっている。規模は推定値を含め底辺4.42ｍ×3.50＋αｍ、上辺4.39ｍ×3.20＋αｍを測り、石垣の高さ1.00ｍを測る。

石垣は、すだれ加工を施した切石を亀甲くずし積の手法により積み上げたもので、一部には切込ハギの技法もみられる。

根巻石は長さ1.83ｍ幅0.34ｍ厚さ0.15ｍを測る方柱状の石材で、露出面のみ平面加工を施している。

第2図　開発区域全体図（1/1000）

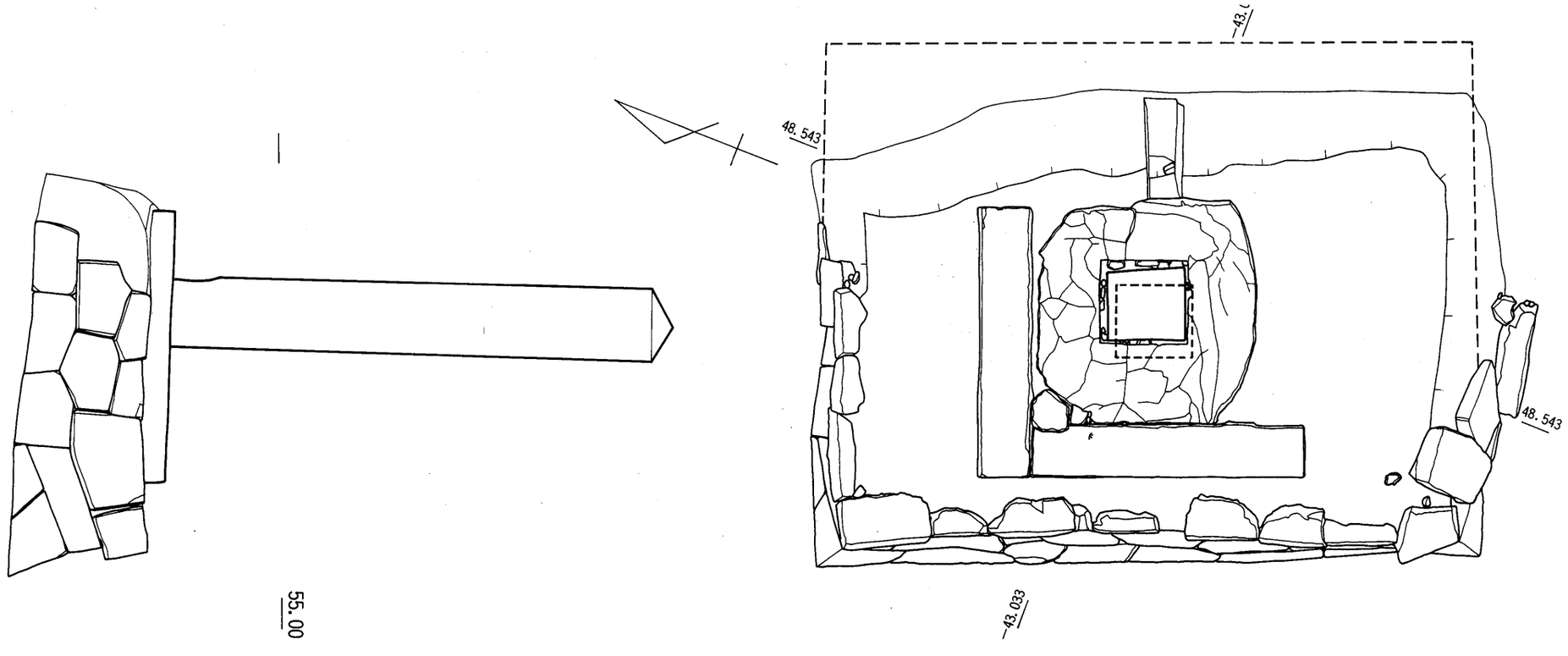

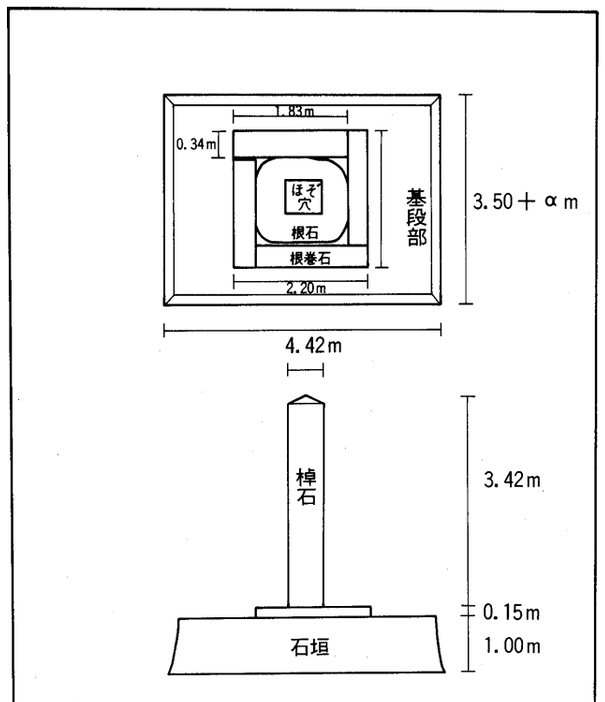

第3図　境界石各称及び法量図

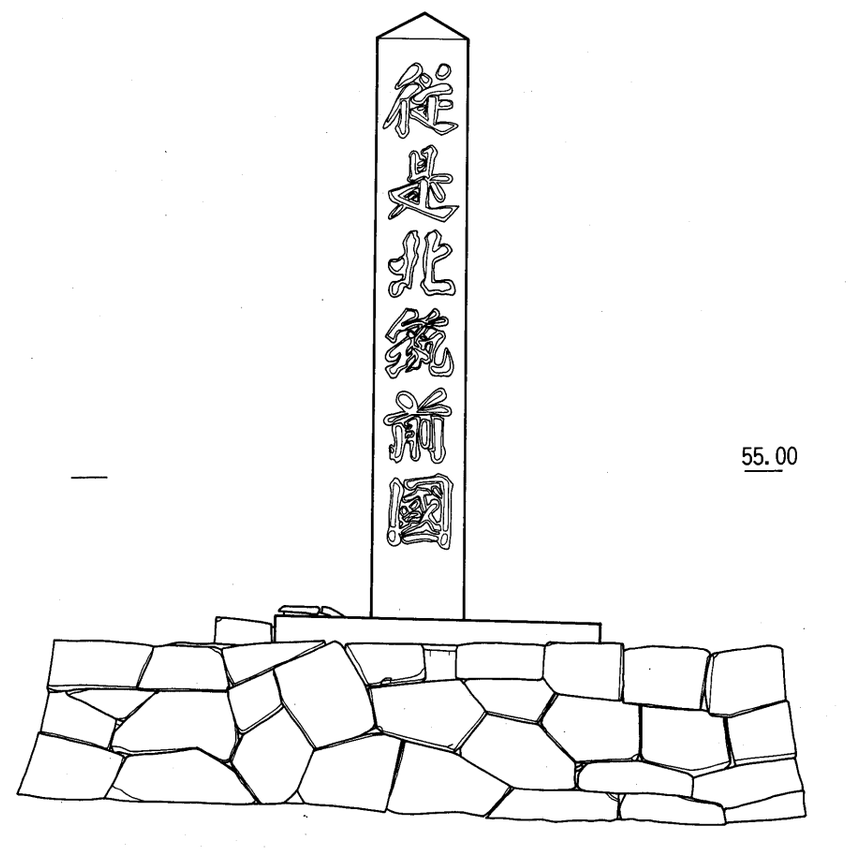

第4図　「従是北筑前国」銘国境石三面図（1/40）

根石は、最大径1.50m×1.45m（厚みは不明）の自然石花崗岩を使用し、平滑面を上面に使用し、中央に0.55m×0.59mのほぞ穴をあけている。

棹石は、方柱状をなし根石上面から頂部までの高さ3.42m幅0.52m厚さ0.48mを測り、頂部は四角錐に整形されている。また棹石基部はほぞ穴に入れやすいよう背面が3㎝程度抉られている。

銘文は棹石正面に「従是北筑前国」の6文字が彫られている。彫り込みの断面形状は半円状の丸みを持っており、「竹底彫り」と呼ばれる彫法で彫られている。

トレンチの調査

国境石正面の築造工程の確認、並びに隣接する対州領側国境石の有無を確認するため、トレンチを設定した。

第1トレンチは、国境石正面（北西側）中央に幅0.6m長さ8.5mを石垣に直交するよう設定した。石垣は旧地表面よりさらに二段埋設されており、旧地表面より約55㎝下に地山を確認した。石垣前面の版築状の盛土は石垣から1.8m（1間）の幅で確認され、第一層、第二層は小礫を含み堅く締まっている。

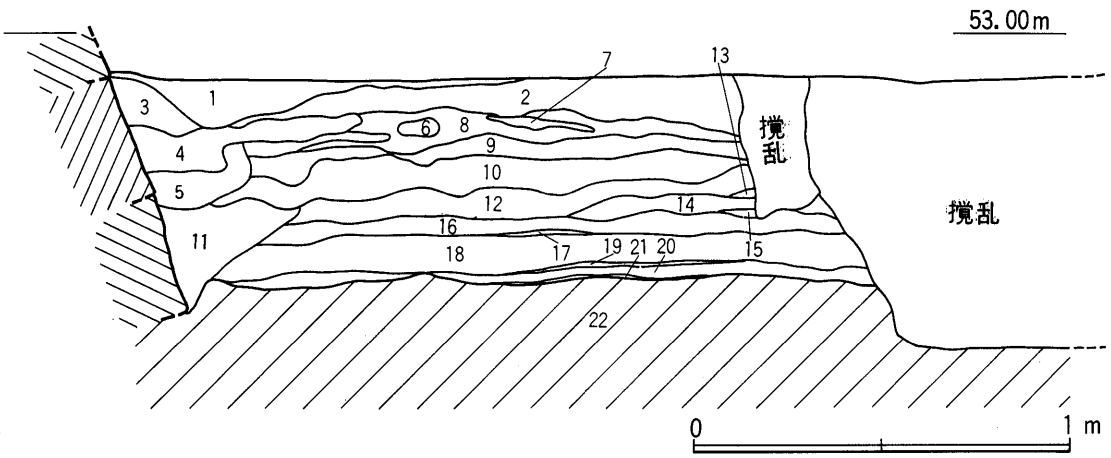

第5図　第1トレンチ土層図（1/20）

1　淡明茶褐色砂質土層（粒の大きい砂粒を含む）
2　黄褐色粘質土層（若干の砂粒を含み硬質）
3　黒褐色粘質土層（細かい砂粒を含む）
4　暗青灰色粘質土層
5　淡黄灰色粘質土層（細砂と粘土が混在）
6　暗黄褐色砂質土層（大きめの砂粒を含む）
7　淡茶褐色砂質土層（2㎝程度の角礫を含む）
8　暗灰色粘質土層（1～8㎝程度の角礫を含みやや硬質）
9　淡黄褐色粘質土層
10　明茶褐色砂礫層（1～3㎝程度の礫・粘土が混在　硬質）
11　暗茶褐色粘質土層
12　暗黄褐色砂質土層（細砂を多く含む）
13　暗茶褐色粘質土層
14　灰色粘質土層
15　黄灰色粘質土層（砂粒を少量含む）
16　淡青灰色砂質土層（粘性が強い）
17　茶褐色粘土層（2㎝程度の礫を含み硬質）
18　淡茶褐色砂層（粘土が若干混入）
19　茶褐色粘土層（17層と同じ）
20　明青灰色粘層（2㎝程度の砂粒を含む）
21　茶褐色粘土層（17・19層と同じ）
22　明茶褐色砂質土層（花崗岩バイラン土）

石垣基礎部は、次の４段階で築造されている。

第一段階　地山整形

第二段階　第22層から第12層まで版築状に盛土し、石垣基部埋設のための掘削をし、基礎の石を据えた後、第６層の埋め戻しを行う。

第三段階　第８層までの版築状の盛土をおこない、第８層上面より掘り込み二段目の石を積み、第４層、５層の埋め戻しをする。

第四段階　三段目の石を積み、第一層までの整地を行う。

なお、版築状盛土の端部（西側）は後世の撹乱により削られており、土止め等の痕跡は見あたらなかった。

第２トレンチは、基壇部背面の確認を目的としたが、最下部の石まで持ち去られており、背部の規模を確定出来なかった。

第３・４トレンチは、国境石南側に設置した。南側は隣接する対州領内に当たり、基山町教育委員会の協力を得て実施したが、国境石の存在を示すような遺構等を見いだすことは出来なかった。また、基壇部前面に見られた版築状の盛土は確認されなかった。

レーダー探査による確認調査

国境石に伴う傍示石の有無を確認するため、地中レーダーによる探査を朝日航洋株式会社に委託した。

使用機器	地中探査装置	SIR システム－３
主な仕様	方式	インパルス方式
	表示方式	プロファイルチャートレコーダー
	レーダースキャンモード	２～１２０スキャン／秒
	アンテナ	３００MHZ

探査は、国境石の中心から東側に垂直に引いた線をＦ測線としてレーダー探査を行い、国境石より約１７ｍの地点に帯状の反射が認められた。そこで此の地点を中心に縦４ｍ横２ｍの長方形内を50㎝メッシュで組み細かく探査をおこなった結果、「レーダー反射が幅約１ｍのコンクリート又は石で、深さ約50～60㎝と推定される」との分析報告を受けた。このため反射があった地点を中心に重機による掘削調査を行ったが、径50㎝程度の自然石を確認したにとどまった。検出状況からこの自然石が傍示石の代用または一部とは考えにくく、また旧地形の丘陵部に当たるため、調査を断念した。

三国境石の調査

本国境石の調査についてはⅣ調査の概要でふれたが、崩壊の危険が高いため確認調査は行わず、史料調査を中心に行った。本国境石に関する史料としては、肥前国基肄郡城戸村[註1]で庄屋を努めていた梁井家に代々保存されていた『三国御境割塚并筑前御境枯松跡石建方掛合略記』（以下『掛合略記』）に詳細な記録が残されており、設置経緯等の詳細を知る上で重要な史料となった。

『掛合略記』は田代代官所の手代たちが国境石の建替に関する報告をするために書かれたものと思われ、二国境松[註2]並びに三国境割塚の建替に伴う交渉の経緯を記録したものである。
三国境石の設置経緯は『掛合略記』によれば文化二年二月、田代代官所手代原永介が城戸村庄屋梁井徳介に対し筑前、肥前二国の境に植えていた松が枯れているので、筑前側と交渉しこれを立て直すよう指示を出している。これに対し梁井徳介は、この二国境問題が境界線確定で調整が難航しそうな気配の為、先年より崩壊している三国境割塚の建直しを先に交渉した後に、二国境の交渉を進めたいと上申し認められている。

そこで同年六月九日、筑前原田村庄屋杢七・組頭武七・又助、筑後三沢村庄屋[註3]卯八・組頭十次郎・幸介、肥前城戸村庄屋徳介・組頭十右衛門・九郎右衛門が、現地で立ち会いの上合意されたが、同年七月二日原田庄屋杢七が「三国境割塚築添之儀、去ル六月九日申談之次第役筋ぇ申出候処、三国之御境ニて役筋ぇも大切ニ存候ニ付、石を立候ては如何有之候哉、就夫、筑前御境目筋ニ被掛置候早良郡田嶋村庄屋藤本惣七と申者杢七へ立会被申付、則惣七石建方工夫之絵図差遣候間、御両国御同意候ハヽ、絵図通取計度趣及相談候趣ニて、絵図左ニ記之。」との申し出をおこない、三ヶ国の国境である重要性から石で建てることを提案し肥前・筑後の了解を得ている。

尚、ここで示された絵図は一之図から四之図まで有り、それぞれ現況図・地山整形図・境界石設置図・仕上げ完成図（図版－12）からなっている。

境界石本体は『掛合略記』によれば「但、此石長六尺ニメ廻り三尺余之丸石、根囲は四尺四方ニて厚サ壱尺余之履石くり通シ、右丸三国境石を建、履石の廻りを石組ニて包、其根張を芝臥ル。銘は三国境と三方ニ彫付候。」とし、傍示石を３ヶ所設置している。

その後筑後国側の銘文が問題となったりしたが、同年十一月二十四日に完成している。

現在は、円柱の境界石本体と根石（履石）並びに葺石の一部が残っている。根石に建てられていた三本の角柱は、昭和30年代に全て持ち去られていた。傍示石は三本の内「肥前石」とされているものが土取り時に持ち去られており、現在は「筑前石」「筑後石」が当時のままに残っている。

脚　註

註１　現佐賀県三養基郡基山町大字城戸

註２　文化四年に設置されたもので、肥前国と筑前国の境界石が国境線を接して背中合わせに建てられている。現在国道３号線バイパス中央分離帯に基礎石が埋設保全されており、境界石本体はバイパス隣接の公園内に移設保存されている。

註３　現福岡県小郡市大字三沢

Ⅵ まとめ

1 確認調査のまとめ

今回の調査により、確認出来たことは以下のとおりである。

「従是北筑前国」銘国境石

（1）亀甲くずし積の石垣基壇を持ち、高さ3.42mを測る福岡藩内最大の国境石であること。

（2）石垣基壇の前面（西側）には一間（＋α）幅の南北に走る道路状遺構が確認された。

（3）本国境石南側に、対州領側境界石は設置されていなかった。

（4）三国境石等に見られる傍示石は発見できなかった。

三国境石

（1）『三国御境割塚并筑前御境枯松跡石建方掛合略記』から、肥前国側の発意により肥前国、筑後国、筑前国の三国が協議し、文化2(1805)年11月24日に完成したこと。

（2）本国境石の特徴である本体が円柱で国名を示す三本の角柱を組み合わせる特異な形態は、筑前国側の提案であったこと。

（3）本国境石設置前は「御境割塚」と呼ばれており、また『掛合略記』絵図からも盛土された塚を標しとしていたと推定される。

2 「従是北筑前国」銘国境石の設置年代について

本国境石の設置年代・設置経緯などを記録した文献史料は今のところ見当たらないが、推測し得る史料として北九州市八幡東区高見2丁目（旧大蔵三条）に所在する「従是西筑前国」銘国境石[註1]（以下三条所在国境石）の設置経緯が書かれている『筑前御境目日記[註2]』があげられる。三条所在国境石は其の規模・形態・銘文書体・築造技術などの点で、本国境石と極めて類似しており同時期に設置された可能性が高いと言われている。

前述の『筑前御境目日記』の記述によれば、

天保五年甲子六月

一、遠賀村大蔵村抱往還御境石に至って、小さく有之候に付、志摩郡萩原村抱往還多久川端御境石同様の大きさに改建方將又、筑前領と有之候を、筑前国と彫改差支無候はば其通取計候儀、侍従様被仰出候に付、取調候、五右エ門より月成権太夫え相達之

一、御境石銘文、二川幸之進｛城代組書役｝之書調被仰付候に付幸之進へ相達候様、七月一六日月成権太夫より衣非三郎右エ門え乃口達書法付書相渡之、天保五年九月

以下省略

とあり、三条所在国境石が規模は志摩郡萩原村抱往還多久川端御境石[註3]を基準とし、天保五年九月に設置されたことなどがわかる。

このことから、本国境石が天保五(1834)年九月以降の近い時期に三条所在国境石を参考に

建てられたと推定できる。

しかし、ここで留意すべき史料として伊能家文書麁絵図『肥前国基肄郡附近』[註4]を検討しておきたい。

この絵図は、江戸時代の地理学者・測量家であった伊能忠敬が、文化八年から文化十一年に行った第八次（九州二次）測量の際、書き残したもので、基肄郡一円と太宰府周辺までの地形が詳細に描かれている。

この絵図には山頂に三国境石（絵図中に「三国石」との注記有り）と、往還の横に大型の国境石が描かれており、これが現存する本国境石であるならば、設置年代の下限を遡る事になる。

本絵図には作成年月日が記載されていないが、伊能忠敬の測量隊が原田地区を測量したのが文化九年九月二十五日[註5]であることからみて、二十五日前後に記述されたとはほぼ間違いないことから、前述の推定に立つならば本国境石が文化九年九月にはすでに設置されていた可能性が考えられる。

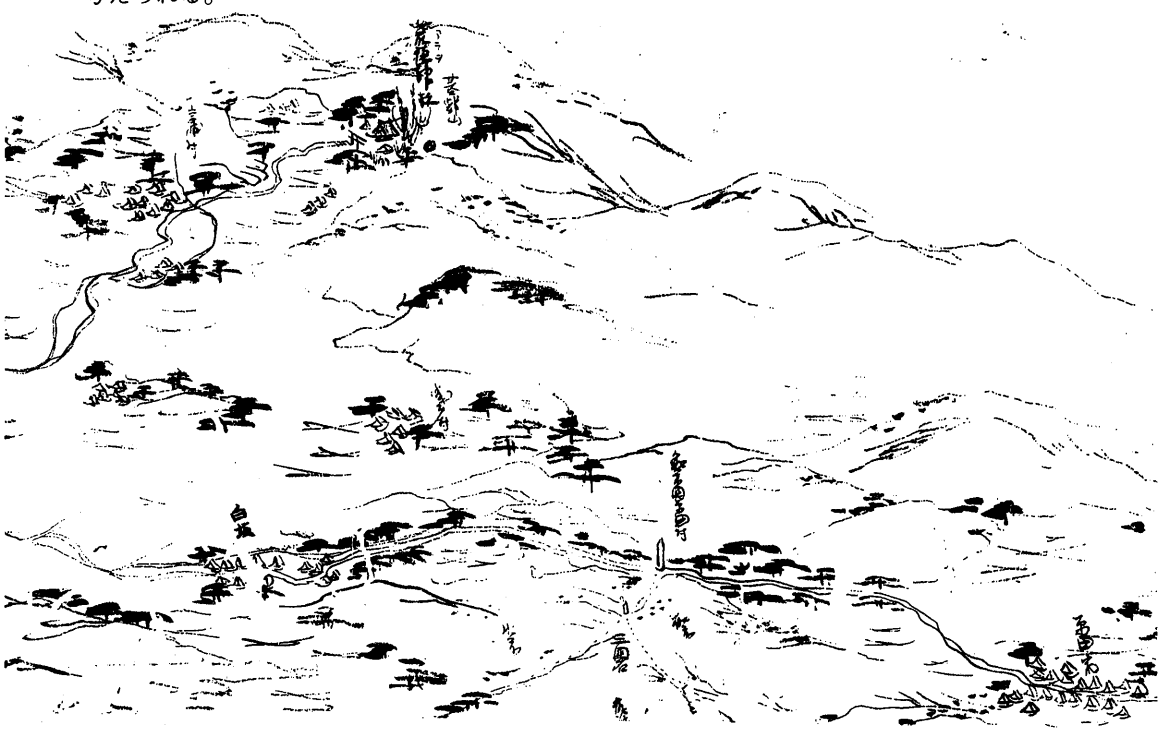

第6図　伊能家文書麁絵図『肥前国基肄郡附近』部分　写

しかしながら、文化九年以前とするならば本国境石とほぼ同型式、同規模である三条所在国境石の設置年代（天保五年）より22年も遡ることや、すでに設置されていたはずの本国境石を参考にせず、志摩郡萩原村抱往還多久川端御境石をその基準とした点などが問題となる。

また、本国境石設置後の文政年間に建てらたといわれている筑紫野市大字西小田字馬市所在

の「従是北筑前国」銘国境石[註6]の規模や石垣基壇の造りなどが両者と異なり、型式学的に整合しない点などから、現段階では麁絵図『肥前国基肄郡附近』に留意しつつも、本国境石は天保五年設置の三条所在国境石に後出するものと考えられる。

尚、絵図に記載されている国境石は、石垣基壇が描かれていないことや、三条所在国境石が旧国境石の建て替えであったことなどを考えあわせれば、現存する本国境石に先行する旧い国境石が建っていたと考えている。

3　「従是北筑前国」銘文について

銘文は、書体から二川相近のものと伝えられているが、本国境石の彫法が相近が開発した竹底彫である点、又二川家に『従是北(西)(此川中央西北)筑前国』杯並びに「北が三枚、西及此川中央西北が各一枚。右何れも篭字金尺幅壱尺六寸長壱丈五寸之石[註7]」との記録が残っている点などから、二川相近晩年のものと考えられる。

4　国境石と長崎街道

「従是北筑前国」銘国境石に隣接して検出された南北に走る道路状遺構について、検討を加えてみたい。

前項で取り上げた伊能家文書麁絵図『肥前国基肄郡附近』に往還が描かれており、今回調査した「従是北筑前国」銘国境石のすぐ西側を通っていることが明確にわかる。また梁井家文書のなかにも、これと同じように大型の国境石の西側に往還が描かれた絵図[註8]が一枚発見されている。

また、本国境石のような大型で石垣基壇を伴うタイプのものは、国界を定める為ではなく、藩の威信のために設けられた道標としての性格が強く、主要往還に設置しなければ意味をなさないと理解[註9]される。これらのことから、今回調査した道路状遺構が「長崎街道」と考えて間違いないであろう。

ただ、当時の文献をあたってみると、文化2(1805)年にこの地を旅した太田南畝はその紀行文『小春紀行[註10]』の中で「白坂…土橋をわたり岨を右にしゆけば、左に山近く見わたさる。三国坂をのぼりて頂に三国の堺あり。筑前、筑後、肥前の三国なり。小坂なれども登る所急なり。坂を下りて小流をわたり原田村にはいる。」と書いている。このほかにも文政12年此の地を商用で旅した高木(平野屋)善助[註11]や、遡って享和2(1802)年に隠居旅をした菱屋平八[註12]も皆一様に三国坂を通っている。

このことを端的に記しているのが文化11(1814)年の『筑前国続風土記拾遺[註13]』であろう。拾遺には「村の西、往還の側に石標有。これ当国・筑後・肥前三国の境なり。故に三国境と其地をいふ。」とあり、石標＝三国境石の側に往還＝長崎街道が通っていると書いているのである。

以上のことから長崎街道は当初三国坂（三国境石横）を通るルートであったが、絵図の年代から見て、文化9年には既に平坦地を通る迂回路が開設されたと考えられる。しかし名所的な三国境石を通るルートも併存[註14]しており、旅人に利用されていたと考えられる。

脚　註

註1　長崎街道沿いに福岡藩が建てたもので、棹石の大きさは329cm×51cm×43cmを測る。

註2　この日記は黒田家文書として戦前まで浜御殿に保存してあったが、福岡大空襲の際消失している。内容から福岡藩の御境目奉行の職にかかわる者が書いたと考えられるが、三条国境石に関連する部分のみが八幡市史等に引用されており、他の国境石に関する記述があったのか不明である。

註3　この国境石が現存するのか不明であるが、古賀敏朗氏は著書のなかで前原市神在の大庄屋屋敷内に移設されている「従是西中津領」銘国境石が、多久川端御境石と対をなしていたのではないかと推測されている。

註4　伊能敬氏所蔵　伊能忠敬記念館保管　伊能忠敬資料目録　C(2) 128

註5　伊能忠敬測量日記　二十八冊の中の「十九」(第八次の測量)

註6　薩摩街に筑後国の国境石と境を接して建っている。本国境石と比較すると規模がやや小振りであること、基壇の石積みが切石積であること、石垣基壇最上部に庇状の石をのせていることなどの点で趣を異にする。

註7　二川瀧三郎　1936　『二川相近風韻』　二川相近風韻會

註8　作成年代不明

註9　三条所在国境石は長崎街道福岡領の北起点、馬市所在国境石は薩摩街道沿、多久川端国境石は唐津街道沿

註10　太田南畝　1987　『小春紀行』　太田南畝全集9　岩波書店

註11　高木(平野屋)善助　1974　『薩陽往返記事』　日本庶民生活史料集成第二巻

註12　菱屋平八　1979　『筑紫紀行』　日本紀行文集成第二巻　日本図書センター

註13　加藤一純　1973　『筑前国続風土記拾遺』　第二巻　筑前国続風土記拾遺刊行会

註14　吉田松陰は嘉永3(1850)年三国坂を越えているが、嘉永6(1853)年に此の地を通った川路聖謨は平坦ルートを利用している。

参考文献

美和弥之助　1966　『豊前・筑前の国境石』　北九州市役所

古賀敏朗　1977　『九州北部の藩境石』　西南地域史研究第1輯

川上重春　1982　『佐賀の街道』　古里社

古賀敏朗　1983　『くにざかいの碑』　ー藩境石物語ー　峠の会

近藤典二　1985　『筑前の街道』　西日本選書5　西日本新聞社

おわりに

調査終了後、㈱アクア・フォーレに「従是北筑前国」銘国境石の復元整備をお願いした。復元は、筑紫野市教育委員会の指導により矢ヶ部石材が行い、亡失している石材は近似の花崗岩を使用した。

最後になりましたが、本書作成にあたり、貴重な史料を快く提供していただきました梁井義信氏をはじめ、多くの方々のご指導・ご協示を戴きました。ここに感謝の意を表したいと思います。

図　版

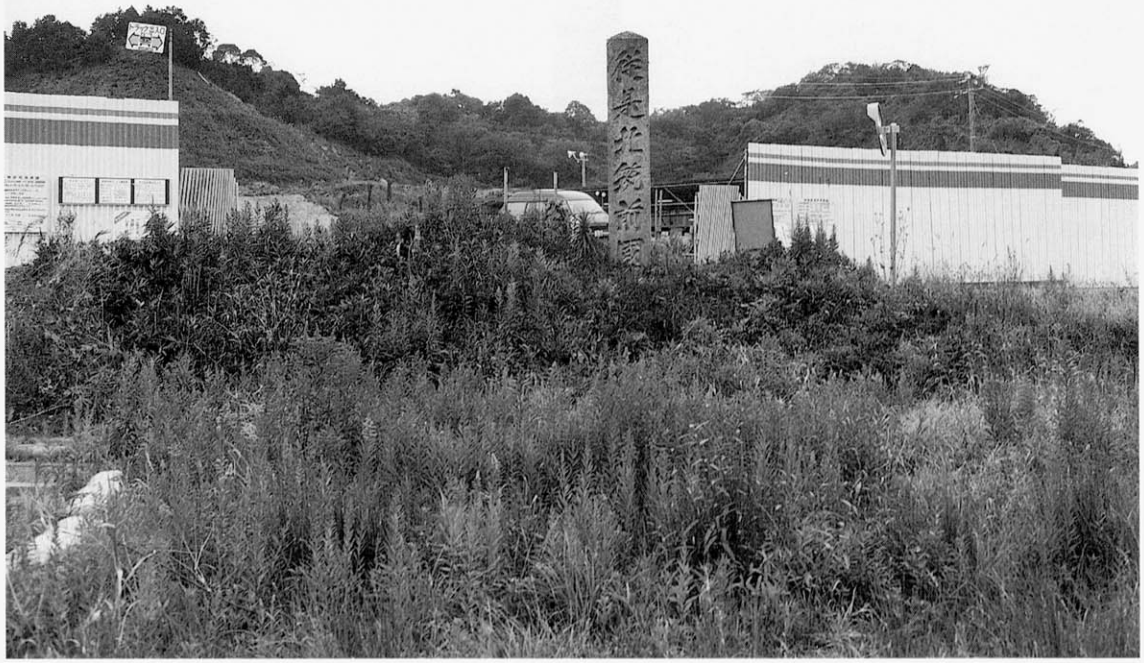

図版－1　「従是北筑前国」銘国境石調査前全景

図版－2　「従是北筑前国」銘国境石剝土後全景

図版－3　「従是北筑前国」銘国境石正面

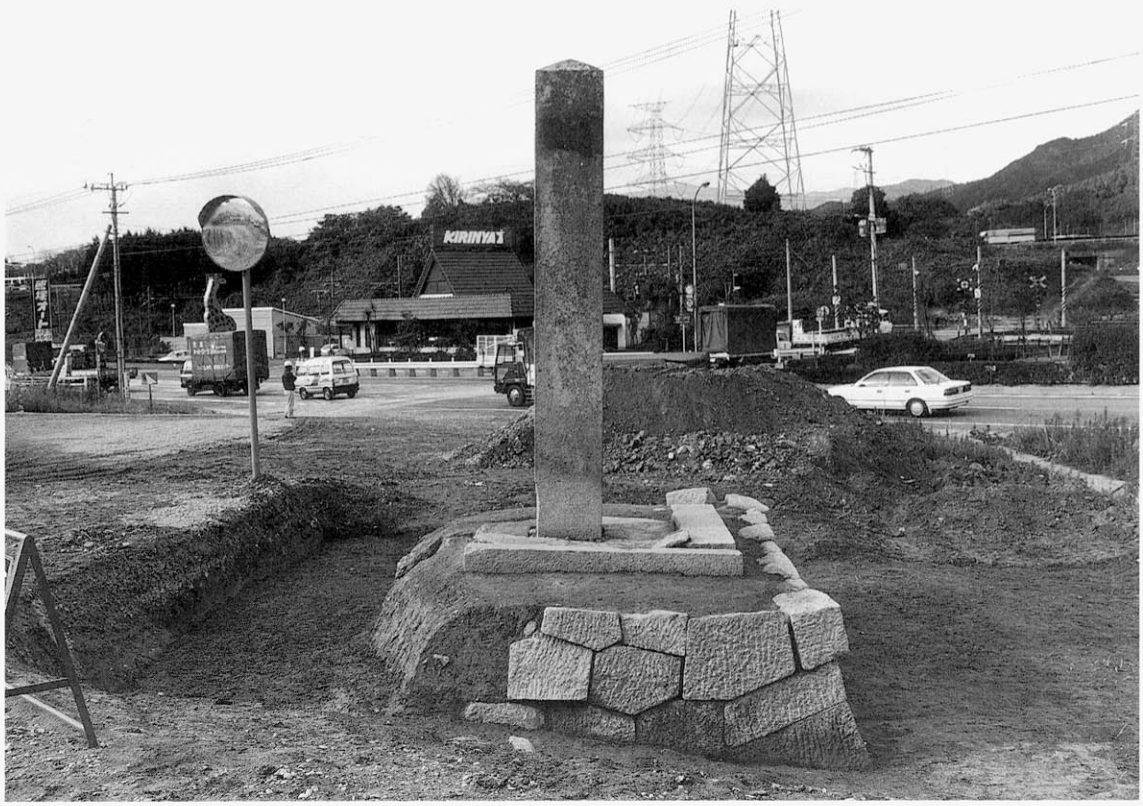

図版－4　「従是北筑前国」銘国境石北側側面

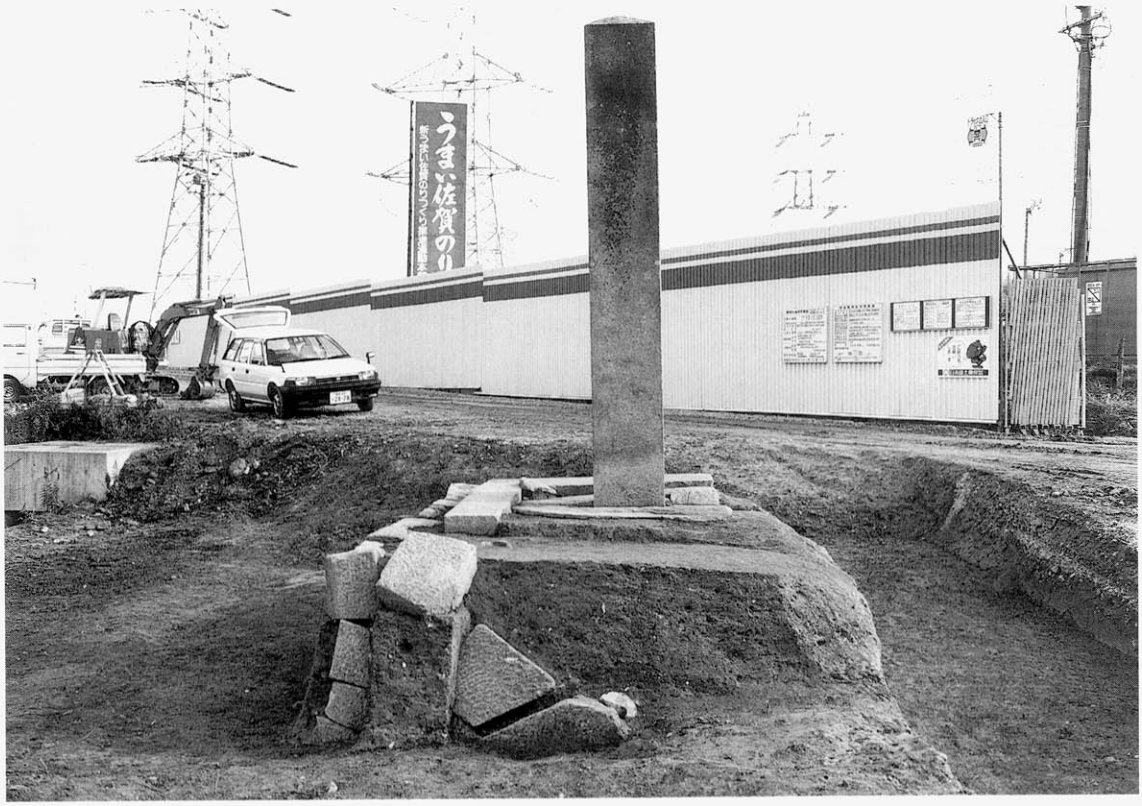

図版－5　「従是北筑前国」銘国境石南側側面

図版－6　「従是北筑前国」銘国境石背面

図版－7　「従是北筑前国」銘国境石銘文

図版－8　「従是北筑前国」銘国境石棹石基部

図版－9　「従是北筑前国」銘国境石第１トレンチ土層

図版—10　三国境石遠景

図版—11　三国境石現況

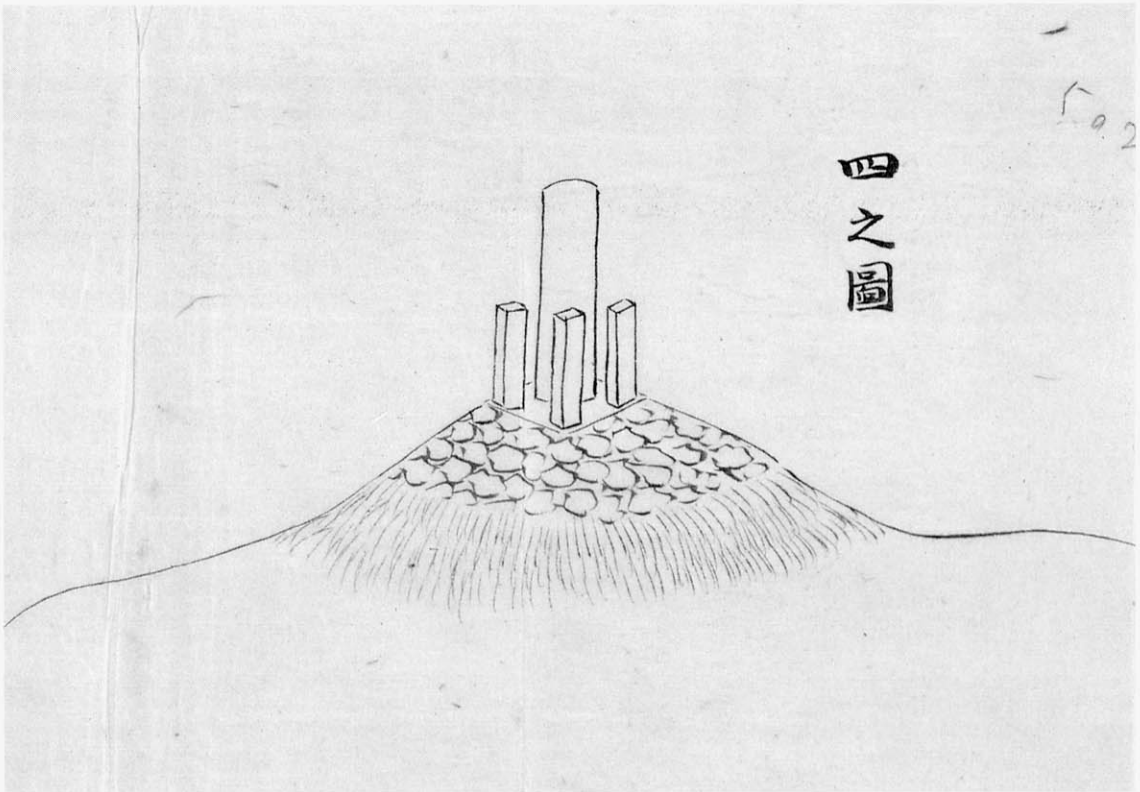

図版—12　三国境石完成絵図（梁井家文書）

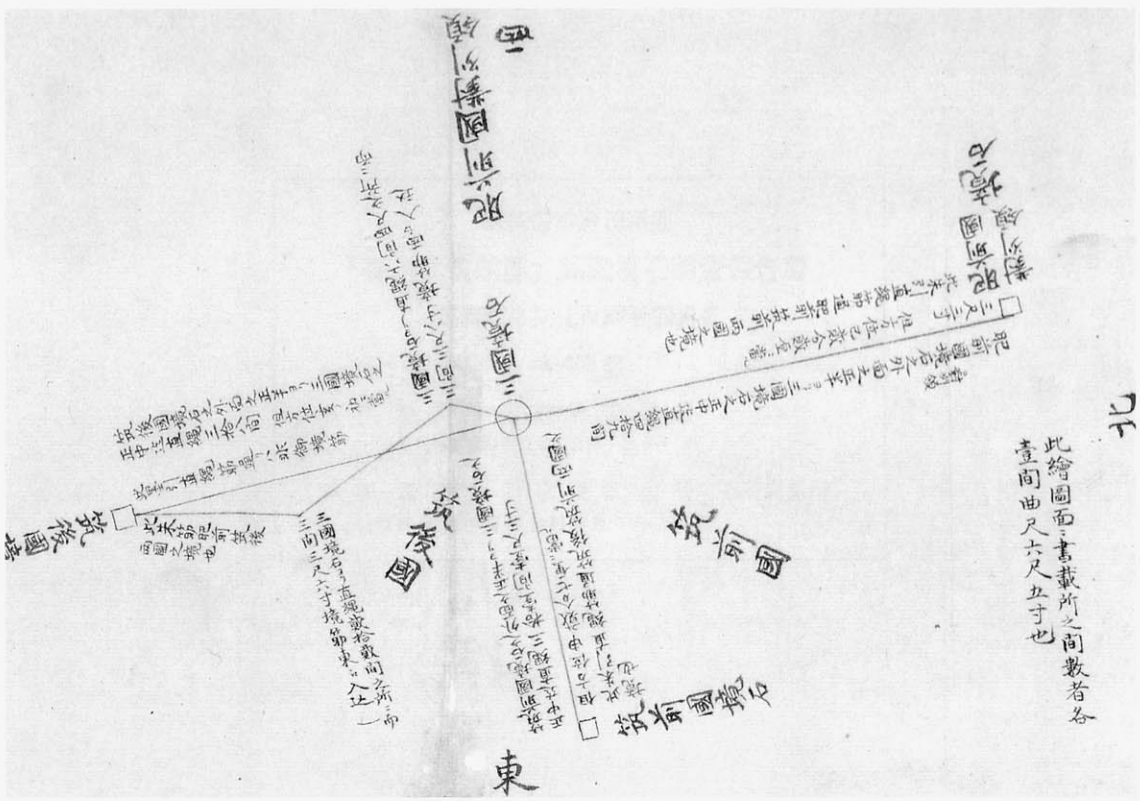

図版—13　三国境石建成就之図（梁井家文書）

筑紫野市原田所在
「従是北筑前国」銘国境石調査報告書
筑紫野市文化財調査報告書
第４５集

発行　筑紫野市教育委員会
福岡県筑紫野市大字二日市７５３－１

印刷　隆文堂印刷株式会社　福岡営業所
福岡市博多区古門戸町７－２２